

○東洋英和女学院大学における公的研究費等事務取扱に関する内規

(2010(平成 22)年 10 月 29 日 制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、公的研究費等の事務取扱いに関し必要な事項を定める。なお、「公的研究費等」とは、科研費をはじめとする公的研究費・補助金のほか、外部研究費、学内研究助成・研究所経費を含むものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において、次の各号の掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 公的研究費等の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (2) 直接経費 公的研究費等の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 公的研究費等の補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

(研究者の登録)

第 3 条 以下の者を本学に所属する研究者として登録する。

(1)専任教員

(2)専任教員のうち、退職後に引き続き非常勤講師、特任教授、客員教授として本学に在職する者

(職務及び権限・責任の明確化)

第 4 条 公的研究費等の事務取扱いに関して、以下の職務の内容に応じて権限・責任を別途明確に定める。

- (1)物品の調達に関すること
- (2)業務委託に関すること
- (3)旅費に関すること
- (4)人件費に関すること
- (5)謝金に関すること
- (6)その他の支出に関すること

2 前項の権限・責任は「公的補助金を受ける研究・事業及びこれに準ずる研究・事業執行の手引き」への掲載及び大学ホームページでの公開を通じて周知するものとする。

(科研費に係る諸手続)

第 5 条 科研費に係る次に掲げる手続きは、総務課会計が行うものとする。

- (1) 応募・交付申請に係る手続きに関すること。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続きに関すること。
- (3) 実績報告書に係る手続きに関すること。
- (4) 研究成果報告に係る手続きに関すること。

(5) 間接経費に係る事務手続きに関すること。

(直接経費の管理)

第6条 学長は、直接経費に関する事務を事務部長管理の下、総務課会計に行わせるものとする。

(直接経費の使用の制限)

第7条 直接経費は次に掲げる経費として使用することが出来ない。

- (1) 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- (2) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- (4) その他、間接経費を使用することが適切な経費

(間接経費の譲渡)

第8条 研究者は間接経費の譲渡を受けたときは、研究機関である本学に譲渡しなければならない。なお、当該研究者が他の研究機関に所属する又は補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）。

(間接経費の使用)

第9条 学長は研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、研究環境の改善及び向上等に活用するものとする。間接経費の使用ルールについては別途定める。

(経理事務の取扱い)

第10条 直接経費に係る経理事務は、本学の諸規則に準じて取り扱う。

(機器備品等の寄付)

第11条 研究者は直接経費により機器備品及び資産となる図書（以下機器備品等という）を購入したときは、直ちに本学に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、日本学術振興会又は文部科学省の承認を得て、寄付を延期することができる。

(機器備品等の返還)

第12条 機器備品等の寄付を行った研究者が当該科研費による研究期間中に他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて当該機器備品等を当該研究者に返還することができる。

(監査の実施等)

第13条 公的研究費等の適正な使用を確保するため、法人財務部が内部監査を実施するものとする。

- (1) 毎年度、補助事業・項目を対象にモニタリング・通常監査及び特別監査を実施する。その実施状況及び結果について、学内に報告するとともに、公的研究費等の応募等に際し、日本学術振興会又は文部科学省に報告するものとする。

(2) 公的研究費等の不正に係る調査・手続等については東洋英和女学院大学公的研究費等に係る不正防止に関する規定に定める。

附 則

この内規は、平成 22 年 10 月 29 日から施行する。

附 則(2015 年 2 月 27 日改正)

この内規は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2016(平成 28)年 2 月 26 日改正)

この内規は 2016 年 4 月 1 日から施行する。